

トマス・霍ップスの自然法（4）

——社会契約について——

富貴島 明

本論は、これまで「剣と語のディレンマ」を中心としてホップスの自然法論を検討してきた。この「剣と語のディレンマ」を要約するところなる。

ホップスの描いた自然状態の人間は、理性的でなく、感性的・感情的な人間であった。このエゴイスティックな人間は、みなすべてのものに対して自然権を持っており、これが戦争の原因となった。そこで理性の法である第一の自然法が平和への努力を指示し、第二の自然法がこの自然権を主権者へ譲渡（放棄）するよう意志することを義務づける。社会契約（信約という形をとる）への意志を義務づけるのである。さらに第三の自然法が今度は信約の実行（正義）を義務づける。しかし信約の実行（自然権の放棄）は、ホップスの利己的な心理学=生理学の原理からいうと、何らかの強制力への恐怖が存在しなければ不可能である。理性的自然法それ自体は、感性的人間にとて單なる語にすぎず、何ら強制力を持たない。（自然法は意志のみ義務づけるが、行為を義務づけることはない。）強制力を行使できるのは主権者のみである。ところがこの主権者は信約を実行した後でなければ存在しえない。信約（語）を実行させるためには主権者（剣）が必要であり、逆に、主権者を設立するためには信約の実行が必要である。原因と結果が連結しない。これが「剣と語のディレンマ」であった。

前稿では、このディレンマをウォレンダーの解釈を中心として検討してきた。彼は、自然状態の人間を宗教的人間としてとらえる。神への恐怖が主権者の強制力を生じさせること、また自然法が神の命令であることを強調すること

により、このディレンマを解消しようとした。しかし前稿における検討の結果、自然状態の人間は神の属性を理解できないエゴイスティックな人間であることがわかり、自然法が神の命令であるという定理は単なる付けたしにすぎないことが判明した。彼は剣と語のディレンマを解消できなかったのである。

本稿では、このウォレンダーを批判し、独自の見解を表明するJ. プラムナツの解釈を検討する。本稿で、ウォレンダー批判に関するプラムナツの説明が前稿の説明と重なることもあるが、まずプラムナツ自身の説明を忠実に追ってゆくことから始める。その後で批判を加えてゆくことにする。

1

プラムナツは『近代政治思想の再検討』¹⁾ の第四章「ホップス」において、ホップスの人間論、自然法論、政府論を展開した。特に自然法論では、独自の解釈にもとづいてウォレンダーを批判し、「剣と語のディレンマ」を解消していった。またこの批判はウォレンダーとの論争を引きおこし、*Mr. Warrender's Hobbes*²⁾ という論文を生みおとした。本稿では『近代政治思想の再検討』を中心として、「ウォレンダー氏のホップス」を参考としつつ論を進めてゆく。

プラムナツは、その本の第四章第一節をホップスの簡単な伝記から始める。しかしあれわれには伝記は必要ない。直接に第二節「ホップスの人間性論」へ入ることにする。

プラムナツはホップスの人間論を次のように簡単に説明する³⁾。

人間は、自分が欲するもの（対象）を善と呼び、自分が嫌うものを悪と呼ぶ。善悪とは事物に固有な客観的性質のものでなく、対象を自分がどう感じているかを示す主観的⁴⁾ しにすぎない。また意志は熟慮する際の最終欲望にすぎず、意志する自由はない。

人間は数多くの欲望を持つのだが、現実には一つの欲望しか持てない。だから人間は、欲望の諸対象を熟視し、相互比較する（この過程が慎慮、熟慮である）。その結果一つの欲望が最も本人の生命運動を促進すると判断する。そしてその欲望が意志となり、この行動の原因となる。それ故人間の行動は、利己的な欲

望や感情に支配されている。

ところで人間は他の動物と違って理性的能力も持っている。人間は因果連関（目的と手段の連関）を知ることができる。また将来に関する概念を持つことができる。しかしそのためにはより多くの欲望を持たざるを得なくなり、それらの欲望充足手段である力そのものを欲求するようになる。またこの力と関連した富、名誉、支配力への欲求をも持つようになる。だがこの種の欲求は、起こるたびにすばやく満たされる自然的欲求とは異なり、すべてのものを獲得しなければ満たされないものである。かくて人間はすべてのものを求めて侵入し、争いを引きおこす。人間の本性はこの種の欲望によって支配されている故に、自然状態は、相互侵入を繰返えす、戦争の状態となる。

プラムナツは、このように簡単に人間論を説明し、結論する。つまりホッブスは人間を、すべてのものを欲求する「完全なる利己主義者」、理性によつても癒しがたい利己主義者としてとらえている。また、ホッブスは人間本性のうち感情（=情念）を重視し、理性を軽く評価している。理性の役目は、情念を満たす最善の方法を発見することによって、情念に仕えることである⁴⁾。人間の行動は欲望と感情とによって支配されており、理性は二次的にしか行動決定に参与しえない。理性が情念に影響を与え、抑制し、導くということはない。

しかしプラムナツは、このような結論にもかかわらず、この節の最後において、ホッブスには理性を重視する側面もあることを簡単に指摘する。「ホッブスは、人々には理性的であるがゆえに欲するようになるものがある、ということを認めている。」⁵⁾ 場合によっては理性が情念に影響を与え、一次的に行動を決定することもある。このようにプラムナツはこの節において、ホッブスの人間論の中に、理性重視の面と理性軽視の両面があることを指摘した。この二面性は、第四節の自然法論、特に信約の説明のとき問題となってくる。

プラムナツは第三節「自然法」のはじめにおいて、「ホッブスの自然法概念は、理解するに困難であり、注意深い解明を必要とする。」⁶⁾ と断言する。だがこの注意深い解明は、かえって矛盾と混乱をもたらした。われわれはこの矛

盾を解消しながらプラムナツツを注意深く検討せねばならない。

彼は、ホップスが自然法を慎慮の格率 maxims of prudence とも神の命令とも呼んでいることを指摘する。(この問題はホップス解釈の最大問題である。) そして彼は、ホップスが信約を述べる時はしばしば自然法が慎慮の格率であり、神の命令であることを忘れている事実をあげる⁷⁾。だからホップスの一般的表記からすると、自然法は慎慮の格率である⁸⁾。自然法は、理性によって発見される単なる戒律・一般的規則であり、何が自己の保存と防衛に貢献するかについての結論ないし一般原理にすぎない。道徳的・市民的規則のような義務的なものではない。しかしホップスの政治哲学上の意図⁹⁾を満たすためには、自然法が義務的であり、破られてはならないものである。自然法は、「正しく法と呼ばれるべき法」「強い意味における義務的」¹⁰⁾なものでなければならない。この意図を満たすため急にホップスは、自然法が神の命令であるといいだす。自然法が神の命令つまり神の命令に服従すれば利益を与える、破れば危害を及ぼすという命令であれば、人間は自然法を遵守する義務をもつことになる。また人間は、万能の神に対して自分達の思考や行動を隠して、ごまかし、反抗することもできないことを明晰に理解する時には、神に服従し、自然法に対する義務は絶対的なものとなる。このように、自然法が神の命令である場合のみ、自然法は義務づけられ、信約は守られ世俗の主権者は設立される。ホップスの意図は満たされる。

ここでプラムナツツはいう。「それゆえホップスは、世俗的権威の保持者、すなわち主権者に服従する義務を、それに先立つ神に服従する義務から引き出そうとしたように思われるかもしれない。」¹¹⁾さらに「恐らくホップスは、主権者に対する真の義務は、それに先立って神に対する義務があるのでなければ、ありえない信じていた。」¹²⁾プラムナツツは、ホップスが自然法を神の命令と信じていたことを認める。それ故ウォレンダーの解釈に一応は同意する。しかしそれを次に鋭く批判する。「しかし信じてはいたとしても、それは彼自身の義務の説明と一致しない信仰であるのだから、彼(ホップス)はそのように信じるべきではなかったのである。」¹³⁾義務の説明とは次のことである。ホップスは、自

然状態における自然法は常に内面の法廷（良心）を義務づけるが外部の法廷（行為）をかならずしも義務づけないといっている。プラムナツはこの点を重視すべきだという¹⁴⁾。つまりホッブスの意図を一層正確に伝えるためには、この「かならずしも」を「ほとんどめったに」いや「全く」といい換えるべきだ。というのは自然状態は行為に関する義務が全くない状態であり、人間がすべてのものに対する権利をもっている状態だからだ。（権利とは義務の欠如である。）このことがホッブスの根本的立場を現わしている。自然法＝神の命令とすると、自然状態に義務が生じる。これはホッブスの根本的立場に矛盾する。自然法は神の命令でなく、単なる慎慮の格率でなければならない。またこの立場こそホッブスの意図をより正しく説明することになる¹⁵⁾。

自然法が神の命令でないという点に関して、「ウォレンダー氏のホッブス」においてはさらに別の観点から批判が加えられている¹⁶⁾。自然状態における人間は、神の属性（神の命令内容、神の制裁、むくいなど）を知りえないから、神への恐怖は希薄で、神の命令に対する義務など持ちえない。ホッブスの政治哲学において神は余分であると断言する。

このようにプラムナツは、この節において自然法は神の命令でなく慎慮の格率であるという。そしてこの節の終わりで自然法は慎慮の格率であるだけで、道徳的義務であることを説明できるという¹⁷⁾。全く外なる法廷で義務をもたない完全なる利己主義者達が、神なき世界でも信約を結び、遵守することを説明するのは困難でないという。ホッブス自身はそれがいかになされるかを明確に知っていたかったかもしれないが、この説明を構成する要素を『市民論』『リヴァイアサン』¹⁸⁾の中から抽出し、整合することができるという。

プラムナツは、第四節「信約の締結と遵守」においては、その第二節で簡単に指摘しておいた、ホッブスの理性を重視する側面と理性を軽視する側面の両面を使いわけることによって、自然法論の整合をしようとする。以下プラムナツの説明をおってみよう¹⁹⁾。

利己的・情念的人間の自然状態は戦争の状態である。（出発点はあくまで、理性

軽視、情念重視である。) しかし人間は戦争状態の悲惨さを余すとこなく味わい、自己の状態の絶望的状態を強く感じている。この状態を終わらせたいという欲求は駆られるごとく激しい。しかし人間は理性的かつ創造的存在でもある。(理性的能力が強調される。) 人間は経験から学び、自分達のいるところとは違った状態(平和な社会状態)を想像し、それをもたらす工夫をすることができる。だから人間は第一の自然法として「平和を獲得する手段を捜し求め、そしてそれを獲得するために為されるべきことは何であれ為すように準備しておくこと」を考えることができる。この平和を熱望させる動機は、神への恐怖ではなく、自然状態へのより強く、より深い恐怖であり、自分達を生きさせておくことへの利己的衝動である²⁰⁾。だがこの衝動を満足させる手段、つまり平和を獲得する手段(自然法)を考え出すのは理性の役目である。自然法は理性の法、慎慮の格率である。さらに理性は第二の自然法を示す。

「人は、他の人々もまたそうである場合には、平和と自己防衛のためにそれが必要だと考える限りにおいて、すすんで(自然状態で自分がもっていた)すべてのものに対する自分の権利を守るべきであり、そして、自分自身に対して他人がもつことを自分が許すだけの自由を、自分が他人に対してもつことで満足すべきである。」²¹⁾

第二の自然法は、平和を求めて努力することには、実際何が含まれているかを教え、その意味でそれは第一の自然法の内容を示す。この第二の自然法を正しく理解するためには、自然状態の像全体を見なければならぬとプラムナツはいう。自然状態の人間は、一方において、深い相互不信を持ち、自分の権利・利益を譲歩しないという事実(人間の情念的側面の強調からの結論)があり、他方において、強い恐怖と深い悲しみをもち、この状態から必死に脱することを願っているという事実(人間の理性的側面強調からの結論)がある。一方は戦争を欲し、他方は平和を熱望する。両事実は相反する事実であるが、プラムナツは、自然状態の像全体をみると、後者の事実の方がより強い事実であるという²²⁾。人間は、たとえ強い相互不信をもっていても、それよりもより強い恐怖が平和を欲求させる。そして各人は、他人も自分と同じように強い恐怖をもち、平和を熱望している事実を理解している。そしてこの理解(理性)が、他

の人々が権利を放棄するかもしれない、ということを想像させ、もしさうならば、自分も権利を放棄してもよい、と考えさせるのである。これが第二の自然法である²³⁾。

次に理性は第三の自然法を示唆する。「人々は自分達のむすばれた信約を履行すべきである。」しかしプラムナツはここからディレンマが始まるという²⁴⁾。つまり、人々は結ばれた信約を履行すべきである。しかしホップスは強制するに足る強い力が存在しなければ信約が無効であることを示し、そして自然状態にはそのような力が存在しないことを教えている。力を造り出すために信約の履行が必要であるが、その信約の履行のためには力が必要である。信約は必要であると同時に不可能である。これがディレンマである。プラムナツはここで、本論で問題としてきた同じディレマンの存在を認め、いよいよ理性を重視した人間側面の強調の上にたって自然法論を整合し、ディレンマを解消しようとするのである。

プラムナツは整合を始める前に、ホップスの人間像を再度確認する²⁵⁾。自然状態の人間は自分の利益のためにすべてのものを欲求する。自己保存のためにすべてのものに対して権利を要求する。慈悲心や憐憫をもたない。利己的情念が理性を抑制しがちな、全く利己的な存在である。しかし理性は、不確実だが最大の利益（平和）を発見でき（第一の自然法）、その手段として信約の履行を考案できる（第二・第三の自然法）ほど十分強力ではあるが、やはり人間はそのような利益に対して自分達の眼を閉ざし、確実だが最小の利益を求める強力な情念（貪欲、野心、利己心）に陥りやすい。だから信約を守る方が、失うものよりも得るものが多いからといって、信約を守るであろうとお互いを信じることはできないであろう。情念的人間は、信約を破ることが自分の確実で、直接的な利益となる時には、守ることが最大の利益だとわかっていても破ってしまうのである。このようにホップスの人間を完全な利己主義者、情念が支配する人間としてとらえると信約は実行されず、ディレンマは解消しない。このことをプラムナツは、ホップスの人間像を分析することにより確認したのである。

プラムナツはこの確認の上に、自然法の整合をこころみる。彼はいう²⁶⁾。

ホッブスは信約に関する論議において、ある重要な事実を忘れている。主権者が自分自身を除いたすべての法違反者（自然法＝信的を破る者）を罰する力を持つことによってのみ、平和が設立され、そのことが各人の利益となるという事実である。さらにこの事実を忘れさせたのは、ホッブスが自分の理論の裏うちに、人間が理性的であるということ、つまり、行動は理性が決定するという理性重視の側面を利用できなかったからである。それ故彼は、真の利益を正しく認識しうる理性が情念を抑制できるような、ホッブスの「理性的」な人間を重視せねばならなかった。これによってはじめて、ホッブスは人間を、平和を利益と認識し、かつこれを熱望し、そのためには主権者が自分自身を除いたすべての法違反者を罰する力を持つことを利益と認識し、主権（強制力）設立を欲すると規定することができた。人間を理性的と規定することによってのみ強制力が設立できるのである。

人間の理性的側面が強調され、最初の整合がおこなわれると、人間は、平和を熱望し、自分の置かれた状況、さらに主権者と自己との関係（法違反者を処罰する力を主権者が持つことを自分の利益とする関係）を明晰に理解できることになる。

次の整合は、主権者の強制力が形成される方法に向けられる²⁷⁾。この場合、前稿においてなされたように「権利の譲渡」は注意すべき問題である。信約において各人は主権者（一つの人格）へ権利を譲渡する約束をした。だが権利とは、ある人格から他の人格へと譲り渡すことのできる物理的対象でない。権利の譲渡は、主権者すでに持っている自然権に何ら新しい権利を加えることはない。それは、主権者の自然権の行使、処罰の行為を妨害しない、抵抗しないという意味にすぎない。各人が譲渡するだけでは、主権者が法違反者と同一の、平等な力をもつにすぎない。強制力は付与されていない。主権者に強力な強制力を持たせる方法は消極的な「譲渡」ではなく、積極的な「協力」である。つまりそれは法違反者を除いたすべての人々の支持、協力、援助を主権者が期待でき、獲得できる、ということである。主権者は、法違反者を除いたすべての人々の援助を得ることによって新しい力を獲得し、法違反者よりも大きな力を

持つことができる。彼を処罰する「正義の剣」を持つことができる。それ故信約を守らせる強制力は、神のような絶対的な力を必要としない。法違反者よりも少しだけ大きな力だけで十分である。「つまり信約は、各人をして、法を破るのが自分自身であるばあいを除いて、法違反者に対する主権者の盟友と成すのである。」²⁸⁾

各人が法の執行を助け、主権者の盟友となる動機は、奉仕に対する主権者からの報酬への欲求にあることもある。しかし法の執行を助けるのは、このことが各人の利益となるということを明晰に理解しているだけで十分である²⁹⁾。理性的人間のもつ主権者と自己との関係の認識は、このようにさらに進んで、法違反者に対する主権者との同盟は自己の利益となるという認識にまで達した。また理性の人間は、信約を破れば、自分の仲間がこぞって反対するという、他人と自己との関係も認識する³⁰⁾。ここでプラムナツはいう³¹⁾。人間は、自己の置かれた状態、主権者と自己との関係、さらに他人と自己との関係を明晰に理解する時には、いつでも信約を守る義務が生じる。つまり関係を単に理解しているだけでなく、明晰に理解しているから、情念に影響されず、平和を熱望し、信約を守り、主権者を援助するのである。このようにホップスが忘れていた事実を論理化し、明晰に理解できるという理性を重視した側面を強調することによって、神なしに、主権者は強制力を獲得でき、信約は守られる。

プラムナツによれば「剣と語とのディレンマ」の原因は、ホップスの有名な言葉「剣なき信約は言葉にしかすぎない」が誤解をまねきやすかったからだ。この言葉は、「剣なき信約は人を強制する何らの力も持たない」ということを意味するにすぎない。しかし剣なき信約(語)でも、明晰な理解力をもつことによってみずから剣を生み出すことができるるのである。剣は信約の原因であり、また信約それ自体が剣の原因でもありえる。このようにホップスの自然法を整合することにより、「剣と語とのディレンマ」は解消する。

注 1) John Plamenatz, *Man and Society: A Critical Examination of Some Important Social and Political Theories from Machiavelli to Marx*, Longman, London, 1977, I. 訳は藤原、小笠原他訳の『近代政治思想の再検討』

Iを用いる。

- 2) John Planenatz, *Mr. Warrender's Hobbes*, in *Hobbes Studies*, ed Keith C. Brown, Basil Blackwell, Oxford, 1965.
- 3) cf. Plamenatz, *op. cit.*, pp. 118f. 訳223頁以下。
- 4) *ibid.*, p. 121. 訳217頁。
- 5) *ibid.*, p. 121, 訳218頁。至福, 力, 平和などである。
- 6) *ibid.*, p. 122. 訳219頁。
- 7) cf. *ibid.*, p. 127. 訳273頁。
- 8) プラムナツツが自然法を理性の法といわず慎慮の格率と表現する理由は, 自然法が推論なしに直接的に感知される道徳的規則でなく, 己の経験の反省, 己の状態の洞察(これらが慎慮である)によって得られる行為の単なる規則であるからだ。cf. *ibid.*, p. 124. 訳222頁。
- 9) 信約の履行による主権者権力の形成, それによる平和な社会の設立が目的である。そのためには, 法は信約の履行を強制する力をもっていなければならない。
- 10) cf. *ibid.*, p. 127. 訳226頁。p. 125. 訳223頁。
- 11) *ibid.*, p. 129. 訳230頁。
- 12) *ibid.*, p. 130. 訳232頁。
- 13) *ibid.*, p. 130. 訳232頁。
- 14) cf. *ibid.*, p. 131. 訳232頁。
- 15) プラムナツツ自身の十分な証明がない。本稿の第二節において検討される。
- 16) cf. Plamenatz, *op. cit.*, p. 80. p. 82.
- 17) cf. Plamenatz, *op. cit.*, p. 131. 訳233頁。
- 18) cf. *ibid.*, p. 131. 訳234頁。
- 19) cf. *ibid.*, pp. 132 f. 訳232頁以下。
- 20) cf. *ibid.*, p. 133. 訳237頁。
- 21) *ibid.*, p. 133. 訳236頁。
- 22) cf. *ibid.*, p. 133. 訳236頁。
- 23) 情念が第一次的に行動を決定しているような人間は, 戦争へ向う情念が強く, 平和へ向う情念を持たない。また自分の権利を譲渡しようとは考えない。平和を熱望し, 権利を譲渡してもよいと考えるのは, 理性が支配的となっているからだ。cf. *ibid.*, p. 133. 訳237頁。
- 24) cf. *ibid.*, p. 134. 訳237頁。
- 25) cf. *ibid.*, p. 136. 訳241頁。プラムナツツは信約を二種の信約に分けた。つまり契約当事者達が自分達の約束したことを同時的には履行しない信約と, 同時的に履行する信約とを区別した。そして後者の信約はディレンマが存在しないとも

考えられるが、この人間像の再検討において、やはり存在することを確認した。

- 26) cf. *ibid.*, pp. 136f. 訳241頁以下。
- 27) cf. *ibid.*, p. 137. 訳243頁。p. 135. 訳239頁。
- 28) *ibid.*, p. 137. 訳243頁。
- 29) cf. *ibid.*, p. 137. 訳243頁。
- 30) cf. *ibid.*, p. 147. 訳260頁。
- 31) cf. Plamenatz, *op. cit.*, p. 77.

2

本節においては、前節で概論したプラムナツの解釈を整理し、ホップス自身の本文とつきあわせて検討してゆくことにする。本節でとりあつかうプラムナツのホップス解釈における問題点は二点ある。自然法が神の命令ではないことを示した点がまず第一点である。これはウォレンダー批判につながり、彼との論争を引き起こした。第二点は、人間の理性的側面を強調することにより、各人が主権者の盟友となり、主権者を援助することを示した点である。

第一の問題点、自然法が神の命令でなく、慎慮の格率（理性の法）にすぎないという解釈は正しい。ホップス理論の忠実な解釈である。これは前稿においてなされているので、本節では簡単な言及にとどめておきたい¹⁾。

この点に関するプラムナツの説明は三段に分かれた。まず彼は、ホップスの自然法は慎慮の格率であるという。だが次に自然法は、法であるためには神の命令でなければならないという。さらに自然法を神の命令とする体系は、ホップスの根本的立場と合致しないから、自然法はやはり慎慮の格率であるとする。そしてこの根本的立場は二つあった。

1. 自然状態において、各人はすべてのものに対して権利を有しており、何に対しても（神に対してすら）義務を持たない。
2. 人間は神の属性に関する知識をもちえないから、神の命令を理解することができない。

だがこの二点はただ一つのことをいっているにすぎない。つまり人間行為が情念によって決定され、理性はそれに仕えているだけだ、ということである。

理性能力が弱いから、人間は神の属性を知りえない²⁾。理性が弱く、情念が強いから（理性が情念を抑制できないから）、人間は、情念のままに、あるいは理性が情念に仕えることによって情念をより強めて、すべてのものに対して権利を欲求し、義務を持たない³⁾。このようにプラムナツは自然法が神の命令でないという主張、つまりウォレンダー批判においては、理性を軽視し、情念を重視する立場が霍ップスの根本的立場であることを強調し、これと矛盾する体系は信すべきでないとした。前稿で明らかなように根本的立場の解釈は霍ップスの原文と一致するし、問題はない。

ではなぜ情念重視が霍ップスの根本的立場であろうか。その理由は三つ考えられる。まず霍ップスの人間分析の対象が当時の市民戦争を行っていた英國人であった、ということだ。宗教的情念によって戦争を起こし、また情念のままに主体的利益を追求し戦争を拡大する人間が、霍ップスの自然状態の人間の原像である⁴⁾。第二の理由として、霍ップスのすでに前提としてある政治哲学の結論・「主権の絶対性」のためには、人間は理性的な能力を持たない、情念的人間でなければならない。人間が情念的であり、自己の利益しか考えず、政治的能力がない故に、主権者が主権を集中、絶対化できる。もし人間を理性的とすると、当然人間が政治参加能力をもつことになり、主権の絶対化は主張できなくなる。第三に、霍ップスは教育の重要性、自著の重要性を強調するために自然状態の人間を情念的と規定したのである。自然状態の人間は全く情念的であり、自らの努力ではこの状態から抜け出すことができない。また宗教によっても不可能である。唯一の救出方法は教育である。それもストア哲学の教育ではなく、彼の思想の教育、普及、自著の精読のみが戦争を終結させることができるるのである。教育つまり自著の自要性を強調するためには、「人間は自然状態においては仮定からして教育の外にある」⁵⁾のでなければならない。

このように霍ップスの根本的立場は人間を情念的であると規定する立場であり、それ故に自然法は神の命令ではない。

第二の問題点に移る。これは第一の問題の帰結でもある。自然法が神の命令

であることを否定しても自然法は「法」でありえようか、自然状態に強制力を生み出せるであろうか。プラムナツはいう。『リヴァイアサン』と『市民論』を整合することにより可能である。自然法は慎慮の格率であるだけで、神がいなくても、人間は主権者の盟友となり、みずから主権者に強制力を付与することができる。霍ップスの人間論における理性重視の側面を強調することによって、自然法を整合すれば、主権者の強制力は生み出され、信約は履行される。これにより「剣と語のディレンマ」は解消する。

しかしこの解釈には賛同できない。プラムナツはウォレンダー批判において、霍ップスの根本的立場として理性軽視、情念重視の側面の強調を主張した。しかし自身で「剣と語とのディレンマ」に突きあたると、今度は一転して、理性重視、情念軽視の側面を強調すべきだという。これには賛同できない。しかし霍ップスの理論自体が矛盾と混乱に満ちており、プラムナツの整合には論拠がある。したがって問題は、プラムナツの整合が主尾一貫性をもっているかどうかという点に移る。だから彼の整合をさらに整理し、霍ップス自身の理論と検証してみるとむだなことではない。

プラムナツの主張を整理すると次の論点に分類できる。

1. 根本的立場からみると、人間は理性によってもいやしがたいほどの完全な利己主義者である。人間行為は情念が一次的に決定し、理性は二次的にしか影響を与えない。
2. しかし人間は、理性が情念に影響を与え、行動を決定するという側面もある。この面を強調してゆくと
3. 人間は平和を熱望する。(人間は自己のおかれた状況の明晰な理解ができる)。
4. 人間は、主権者が自分自身を除いたすべての法違反者を罰する力をもつことが自己の利益であることを明晰に理解する。(人間は自己と主権者との関係を理解できる)
5. 人間は、法(信約=自然法)を破るのが自分自身である場合を除いて、法違反者を処罰する主権者に同盟し、援助することが自己の利益であることを明晰に理解し、実際に援助する。

6. これにより信約は主権者に強制力を付与したことになり、「剣と語のディレンマは解消する。

第一・二点はともかく、ここでの問題は第三点からである。自然状態の人間は平和を熱望しているのだろうか。まずプラムナツの説明をみてみよう⁶⁾。人間は戦争の悲惨さを十分に味わい、死への恐怖を強く感じている。恐怖という感情が平和を欲求させる。また人間は経験から学ぶ理性的・創造的存在であるから、平和こそが永続的・最大の利益だということを理解している。快適な生活を推理する理性も平和を欲求する。このように恐慌と理性が平和へ向う情念をもたらすが、それだけでは貪欲とか野心のようなより強い情念が、平和へ向う情念を抑制してしまう。しかし戦争が死であり、平和こそ最大の利益だという自己の置かれた状態の明晰な理解をもたらす理性が、平和へ向う情念を強め、戦争へ向う情念を抑制し、平和を熱望させる。

プラムナツのこの説明は、確かに霍ップスの本文からの解釈である。では本文を見てみよう。霍ップスの理論によると、平和への欲求は第一の自然法の指示である⁷⁾。自然状態の人間は平和への努力を教えられている。自然状態における自己の状態への洞察や反省の結果、戦争へ向う情念は抑制され、平和を欲するようになる⁸⁾。このように理性が平和を熱望させ、また感情（死への恐慌）も平和を熱望させる⁹⁾。霍ップスの自然状態において人間は確かに平和を熱望している。この点までは、彼は霍ップスを正しく理解している。しかし霍ップスの人間は平和を永続的に熱望することはない。というのは理性が平和を最大の利益だと理解させても、それは不確実で遠い目標にすぎない。しかも貪欲、野心、利己心という情念は、遠くの目標をみるとなく、近くの確実で、小さい利益を拡大する¹⁰⁾。ここから相互侵入、暴力が生まれ、戦争が起こる。人間は霍ップスの生理学=心理学的観点によると、根本的には平和へ向う情念より戦争へ向う情急が強いのである。平和を永続的に、確実に熱望しているとはいえない。つまり自己のおかれた状態の明晰な、確実な理解をもっているとはいえない。それ故第三点は否定されるべきである。

第四の点は前段と後段とに分かれる。前段は「人は自分が処罰されることを

欲しはしない」である。ホッブスはいう。刑場や牢獄につれてゆかれる犯罪者でさえ抵抗すること¹¹⁾、主権者の処罰に対して抵抗し、革命まですること¹²⁾、これらのことは不正義でもなく、人間の本源的権利である。このことは先にあげたホッブスの根本的立場と一致する。何ら問題のない、忠実な解釈である。

後段は、「人は法違反者を罰する力を主権者が持つことを欲する」である。このことに関するホッブスの言葉をまとめてみよう。これは第二の自然法と関連している。第一の自然法で平和を熱望した。第二の自然法で、信約を結び、相互に権利を放棄する約束を示唆された¹³⁾。しかしくら平和を熱望していても、本来的に情念的・利己的人間は、他人が先に権利を放棄しない限り、権利を放棄することはない¹⁴⁾。信約それ自体は何ら強制力をもたない¹⁵⁾。信約を破らせる野心、貪欲などの情念を拘束するには信約の語だけでは不十分である。約束を守らせ、他人の権利を放棄させる十分なる保証がない限り、先に権利を放棄する者も、約束を守る者も存在しない¹⁶⁾。この保証は、すべての法違反者を罰する力(強制力)である。実行を強制するに十分な力への恐怖のみが、信約を破らせる情念を拘束する。自然状態の人間はこのことを理解し、強制力を主権者が持つことを欲していると考えられる。

それゆえ第四点は前・後段とも問題ない¹⁷⁾。プラムナツの説明がホッブス自身の説明と一致することも確認された。しかしこの第五の点、この明晰な理解にもとづいて実際に主権者を助ける行為をするかどうかについては問題である。自然法自体は行為を義務づけることはできないからである。

第五の点も前段と後段とに分かれる。前段は「主権者を助けるのは、法を破るのが自分自身を除いた場合である」となる。これは第四点の前段と同内容の理論であり、何ら問題はない。主権者の力の便益性は一貫性をもっている¹⁸⁾。主権を設立し、主権者を助けるのは、他人の利益のためでなく、自分の利益のためである。法を破ろうと欲している者は、その障害となる強制力を作るために主権者を援助したりはしない。

だが後段は問題である。後段は「人は法違反者を処罰する主権者に同盟し、援助する」となる。これはプラムナツの整合の要点である。彼はこの点を強

調して言う。ホッブスは主権者が法違反者を罰する時、「なん人も……信約を破るなんらかの第三者に対しては他人の共感と援助を期待しうる」¹⁹⁾ という事実を忘れていた。また「ホッブスはこの事実のもつ意味を完全に理解していなかっただし、それゆえ、自分自身の理論を裏書きするために為しうるようにはそれを用いなかった。」²⁰⁾ こうした彼の批判は正しい。ホッブスは自然法論においては、強制力の必要性を強調するが、強制力の設立方法を説明してはいない。説明するのは、やっと『リヴァイアサン』第二十八章においてである。自然法論が第十四・十五章であるから、「忘れていた」、「裏うちに利用しなかった」と批判されてもやむをえないことである。プラムナッツはこのように離れた章を自然法論の裏書きにつかうことにより、整合を行なったのである。ではこの裏書きは正しいであろうか。自然状態の人間は主権者を援助するのであろうか。この点に関するホッブス自身の説明をみてみよう。

ホッブスは処罰 punishment を定義する。

「処罰とは、公共的権威によって課される害であって、その権威により法の侵犯と判決された行為または回避したものにたいし、それによって人々の意志がよりよく順従へむかうようにという目的で、課せられるのである。」²¹⁾

では処罰の権利はどこから引き出されるか。長いが引用する。

「コモン・ウェルスをつくるにさいして各人は……主権を有するものが他人を処罰するにあたって前者を援助するように、自己を義務づけるが、かれ自身の処罰にあたってはそうではないのである。……したがって明らかに、コモン・ウェルス（すなわちそれを代表する人または人々）が有する、処罰の権利は、臣民達のいかなる譲歩にも贈与にも、もとづくのではない。そうでなく、わたくしはやはり前に示しておいたのだが〔Lev. p. 118—筆者挿入〕、すべての人は、コモン・ウェルスの設立以前には、かれが自分の維持にとって必要だとおもう、あらゆるものにたいする権利……とどんなことでもする権利を有したのであって、そしてこれが、各コモン・ウェルスにおいて行使される、あの処罰の権利の基礎なのである。すなわち、臣民達は、その権利を主権者にあたえたのではなくて、ただ、かれら自身のものを放置することによって、主権者がかれ自身のものを、かれがかれら全体の維持のために適當だとおもうとおりに、使用するのを強めたのである。だから、それは、かれにあたえられたのではなく、かれに、しかもかれだけに残されたのである。」²²⁾

主権者が処罰の権利を獲得するのは、各人が信約によって、主権者の他人（法違反者）を処罰することを援助するからである。しかしこの援助は、単に主権者のすでにもっている自然権行使を妨害しないことを意味するにすぎない。つまり援助は、主権者に何らかの新しい力を付与するのではなく、主権者がすでに持っている自然権を彼に残すことにはすぎない。このように霍ップスのいう援助は消極的援助である。これでは、主権者は法違反者と同一の権利の行使をすることができるだけである。現実的な強制力は生まれてこない。しかしプラムナツのいう援助は積極的援助である。この援助によってのみ、法の実行を強制するに十分な新しい力が主権者に付与されるのである。だから霍ップス自身の説明とプラムナツの解釈とは矛盾する。しかしこの矛盾にもかかわらず確かに霍ップス自身も「積極的援助を臣民から強要する力を主権者に与えようと考えていた。」²³⁾、と考えられるのだが、すでにみてきたようにこの考えはプラムナツの自然法の理論だけでは論理的に説明できないのである²⁴⁾。

霍ップスの理論において、主権者への積極的援助を期待できるのは、信約とは全く別の「権威づけ」 authorization、「代表」 representation、においてである。主権者が「平和と共同防衛に好都合だと考えるところに従って、人々のすべての強さと手段を利用しうる」のは、われわれが主権者に「わたくしの権利を権威づけ与える」ことによってである²⁵⁾。だからプラムナツはもう一步進んでこの代表理論をみずから整合に組み入れるべきであった。そして第四、第五の論点を次のように書き変えるべきであった。

「人間は、法を破るのが自分自身である場合を除いて、法違反者を処罰する主権者に同盟し、援助することが自己の利益であることを明晰に理解し、主権者に自己の権利を権威づけ与える。」

この「代表」の理論を検討することによって「剣と語のディレンマ」は解消するであろう。この検討は次稿においてなされる。

プラムナツの解釈を検討することにより多くのことが判明した。特に重要なことは、霍ップス理論が様々な相矛盾する論理体系であることだ²⁶⁾。一つの

体系に次のようなものがあった。自然状態の人間行為が情念によって決定され、理性は情念に仕えているにすぎない。人間は理性によつてもいやしがたい情念的・利己的存在である。この人間は、みずからの方では戦争状態を抜け出すことができない。一時的に平和を熱望することもあるが、戦争へ向う情念が永続的で強い。これが生理学=心理学から構成された根本的体系である。この体系においては、「剣と語のディレンマ」は解消できない。もう一つ別の体系もある。人間は理性的で、情念を抑制することができる。平和を永続的に熱望し、自分自身を除いたすべての法違反者を処罰する力を主権者が持つことが自己の利益であることを明晰に理解し、主権者を積極的に援助する。これは理性主義から構成された体系である。この体系においては、ディレンマは解消する。しかし、ホッブス自身にとって、どちらの体系が正しく、誤まっているかは問題でない。それぞれ正しいのである。彼の政治哲学の目的である、国家主権が設立可能な体系であれば、ウォレンダーの自然法を神の命令とする体系も、またプラムナツの信約によって積極的援助を獲得できるという体系もそれぞれ正しい。。そしてプラムナツの解釈は、「代表理論」を欠落してはいるが、人間の理性的側面の強調、積極的援助の主張という新しい解釈の可能性を明示したのである。

- 注 1) プラムナツはホッブスを引用する場合、引用頁数を明記しない。また彼はホッブス理論の大胆な整合を行う。だからそれぞれの解釈の根拠となつてゐるホッブスの原文を確認することは重要なことである。彼自身が『市民論』と『リヴァアイサン』に限定しているので、筆者もそうする。
- 2) cf. Thomas Hobbes, *Leviathan, or the Matter, Form and Power of a Commonwealth Ecclesiastical and Civil*, 1651. ch. 12. (引用は、*The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury: Now first collected and edited by Sir William Molesworth, Bart*, London, 1839, Vol. III. p. 98. 以下, *Lev.* と略す。水田洋の訳『リヴァアイサン』岩波文庫(一) 181頁。)
- 3) cf. *Lev.*, p. 111. 訳(一) 201頁。*Lev.*, p. 174. 訳(二) 58頁。*Philosophical Rudiments concerning Government and Society*, 1651, in *the English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury*, Vol. II. p. 9. (*Gover.* と略す。)
- 4) cf. *Lev.*, p. 114. 訳(一) 204頁。*Gover.*, p. xx.
- 5) John Plamenatz, *Man and Society: A Critical Examination of Some*

- Important Social and Political Theories from Machiavelli to Marx*, Longman, London, 1977, I, p. 119. 藤原・小笠原訳『近代政治思想の再検討』I, 215頁。
- 6) Plamenatz, *op. cit.*, pp. 132—133. 訳235—237頁。
 - 7) cf. *Lev.*, p. 117. 訳(一) 209頁。*Gover.*, p. 16.
 - 8) cf. *Lev.*, p. 110. 訳(一) 200頁。
 - 9) cf. *Lev.*, p. 116. 訳(一) 206頁。
 - 10) cf. *Lev.*, p. 89. 訳(一) 169頁。*Lev.*, p. 124. 訳(一) 219頁。*Lev.*, p. 170. 訳(二) 52頁。
 - 11) cf. *Lev.*, p. 127. 訳(一) 223頁。
 - 12) cf. *Lev.*, p. 206. 訳(二) 103頁。
 - 13) cf. *Lev.*, p. 118. 訳(一) 210頁。*Gover.*, p. 17.
 - 14) cf. *Lev.*, p. 118. 訳(一) 210頁。*Gover.*, p. 21.
 - 15) cf. *Lev.*, p. 122. 訳(一) 215頁。*Gover.*, p. 19.
 - 16) cf. *Lev.*, p. 124. 訳(一) 219頁。*Gover.*, p. 21.
 - 17) 厳密にいえば問題がある。プラムナツが「明晰に」 clearly と強調する意味は、明晰に理解しているから、その理解にもとづいて行動するということなのだ。だから厳密にいえば、主権者を助けることを明晰に理解しているから、必ず主権者を援助するはずだ。
 - 18) cf. Plamenatz, *op. cit.*, p. 147. 訳260頁。
 - 19) *ibid.*, p. 136. 訳241頁。
 - 20) *ibid.*, p. 137. 訳243頁。
 - 21) *Lev.*, p. 29. 訳(二) 237頁。
 - 22) *Lev.*, pp. 297—8. 訳(二) 237—238頁。cf. *Gover.*, p. 75.
 - 23) Hanna Pitkin, "Hobbe's Concept of Representation-II," *American Political Science Review*, LVIII (June 1964) p. 910.
 - 24) cf. John Laird, *Hobbes*, Russell and Russell, New York, 1968. p. 200. 彼は、『リヴァイアサン』では、新しい代表理論により主権設立が説かれ、『市民論』では、主権者は臣民の力を貸しられるという信約理論が説かれていることを指摘する。
 - 25) cf. *Lev.*, p. 158. 訳(二) 33—34頁。
 - 26) cf. W. H. Greanleaf, *Hobbes: The Problem of Interpretation*, in *Hobbes-Forschungen*, ed. Reinhart Koselleck und Roman Schnur, Dunker und Hunblot, Berlin, 1969.